

令和6年度 市民税・県民税申告書 (記載例) 表面

(兼 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料)

※確定申告書を提出された方はこの申告書を提出する必要はありません。

令和 6 年度分 市民税・県民税申告書 (兼国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料)				整理番号	
豊後大野市長 様 令和 年 月 日提出	住 所	豊後大野市 三重 町 市場1200番地		入力欄	入力済・()
受付印	フリガナ	フongo タロウ		電話番号	0974-22-1001
	氏 名	豊後 太郎	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	
生年月日	明・大(期)平・令	23. 12. 15	世帯主の名前	本人	続柄
郵				本人	

【1 収入金額等】 (記載例)

収入金額等	種別	金額
1 収入金額等	事業 営業等	1,000,000円
	事業 農業	
	不動産	480,000円
	利子	
	配当	
	給与	500,000円
	公的年金等	2,000,000円
雑 等	雑 業務	
	その他	
	短期	
	長期	
一時		

収入金額を記入します。収入の種類によって分けて記入してください。※右記載例参照

収入金額を記入します。収入の種類によって分けて記入してください。※右記載例参照

【2 所得金額】 (記載例)

所得金額	種別	金額	
2 所得金額	事業 営業等	① 411,000円	
	事業 農業	②	
	不動産	③ 370,000円	
	利子	④	
	配当	⑤	
	給与	⑥	
	雑 金額	公的年金等	⑦ 900,000円
		業務	⑧
		その他	⑨
		合計(⑦+⑧+⑨)	⑩ 900,000円
	総合譲渡・一時	⑪	
	合計	⑫ 1,681,000円	

収入から所得金額を求めて記入してください。※右記載例参照

収入から所得金額を求めて記入してください。※右記載例参照

所得の種類	内容	記入方法
事業	営業等	ア 卸売業、小売業、飲食店業、製造業などの営業所得や医師、弁護士、外交員などによる所得、事業復活支援金
	農業	イ 農産物の生産、果樹の栽培、家畜の飼育、酪農品の生産などから生じる所得、事業復活支援金
		事業所得と業務に係る雑所得の区分が明らかになりました。詳細は市や国税庁のホームページをご確認ください。
不動産	ウ 土地や建物の貸付などから生じる所得、事業復活支援金	申告書裏面の「7」に種類ごとに記入し、算出した収入と所得の金額を表面のウ(収入金額)、③(所得金額)に記入してください。
利子	エ 公社債や預金の利子、公社債信託や貸付信託の収益の分配などによる所得(ただし、源泉分離課税分は除く。)	エ(収入金額)、④(所得金額)に記入してください。
配当	オ 株式配当や出資者が受け取る剰余金の配当などによる所得	申告書裏面の「8」に種類ごとに記入し、算出した収入と所得の金額を表面のオ(収入金額)、⑤(所得金額)に記入してください。
給与	カ 給料、賃金、賞与、事業専従者給与などの所得	源泉徴収票がない方は、申告書裏面の「6」に記入し、右上表「給与所得の計算表」を用いて算出し、表面のカ(収入金額)、⑥(所得金額)に記入してください。
雑	キケケ 【公的年金等】 国民年金、厚生年金、共済年金等の所得 【業務】 【その他】 事業・不動産・給与等の所得に当てはまらないその他の所得(例：原稿料、講演料、生命保険の年金(個人年金保険)等)。副業的なものは「業務」、それ以外は「その他」	公的年金等の収入は申告書表面のキに記入し、右上表「公的年金等に係る雑所得の計算表」を用いて所得を算出してください。業務・その他は申告書裏面の「9」に記入し算出して、クケ(収入金額)に記入してください。雑所得の合計を⑩(所得金額)に記入してください。
譲渡	コサ 土地建物、株以外の資産(車両・機械器具・会員権など)の譲渡による所得 【短期】 取得日から譲渡日までの所有期間が5年以下 【長期】 取得日から譲渡日までの所有期間が5年を超えるもの	申告書裏面の「10」に記入し、「10」のイ・ロの金額を表面のコ・サ(収入金額)、ニの金額を⑩(所得金額)に記入してください。
一時	シ 生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金、賞金や懸賞当選金などによる所得	申告書裏面の「10」に記入し、「10」のハの金額を表面のシ(収入金額)、ニの金額を⑩(所得金額)に記入してください。

□ 所得がなかった方の記入欄 (記載例)

収入や所得がなかった方は申告書表面右下の記入欄に記入してください。あなたに所得がなく、市内の方があなたを控除対象配偶者、または扶養控除として申告していない場合はこの欄に記入してください。また、市外の方があなたを控除対象配偶者、または扶養控除として申告している場合もこの欄に記入してください。

～非課税の所得～
障害年金、遺族年金、失業保険、慰謝料などがあります。

□ 所得がなかった方の記入欄 (記載例)

①以下の資金等で生活していた(該当に○をしてください)	
障害年金・遺族年金、失業保険・生活保護法による生活扶助 預貯金・仕送り(学生等)	
②以下の者の扶養又は援助を受けていた	
住所	続柄
氏名	
③その他(生活状況等を記入してください)	

給与所得の計算表

給与収入金額[A]	所得金額
～1,618,999円	[A]-550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円

公的年金等に係る雑所得の計算表

昭和34年1月2日以後に生まれた方(65歳未満の方)			
公的年金等の収入金額 [A]	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
～1,299,999円	[A]-60万円	[A]-50万円	[A]-40万円
1,300,000円～4,099,999円	[A]×0.75-27万5千円	[A]×0.75-17万5千円	[A]×0.75-7万5千円
4,100,000円～7,699,999円	[A]×0.85-68万5千円	[A]×0.85-58万5千円	[A]×0.85-48万5千円
7,700,000円～9,999,999円	[A]×0.95-145万5千円	[A]×0.95-135万5千円	[A]×0.95-125万5千円
10,000,000円以上	[A]-195万5千円	[A]-185万5千円	[A]-175万5千円

【3 所得から差し引かれる金額に関する事項】

申告書表面の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」に各項目ごと(⑬～⑳)に所得から差し引かれる金額の内訳等を記入してください。各控除項目の説明は下記をご覧ください。個人番号が必要な項目があります。必ず記入してください。

「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」で算出した控除額を「4 所得から差し引かれる金額」に各項目ごとにそれぞれ記入してください。※右記載例参照

◆各控除項目の説明

⑬雑損控除

あなたやあなたと生計を一にする令和5年分の総所得金額等が48万円以下の配偶者その他の親族で、災害や盗難等によって住宅や家財などに損害を受けた場合の金額を記入してください。※災害関連支出についての領収書、住宅や家財の損失額の明細書、罹災証明書、盗難証明書など必要になります。

[1] 損失の金額－保険金等による補てん額)－(総所得金額等の合計額)×1/10	控除額
[2] 災害関連支出の金額－5万円	[1][2]のいずれか多い方の金額

(⑬の記載例)

雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	震災	R5.O.O	家財
	損害金額	保険金などで補てんされる金額	総損失額のうち災害関連支出の金額
	500,000円	300,000円	70,000円

⑭医療費控除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために10万円または総所得等の5%以上支払った医療費を記入してください。医療保険者等が発行した領収書は提出の必要はありませんが、医療費通知書は提出が必要となります。

支払った医療費	－	保険金などで補てんされる金額	－	(10万円か総所得等の5%のどちらか少ない金額)	=	控除額(限度額) 200万円
---------	---	----------------	---	--------------------------	---	----------------

(⑭の記載例)	医療費控除	区分	支払った医療費等	保険金などで補てんされる金額
		1		250,000円

セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)

あなたが健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組(健康診査、人間ドック、予防接種等)を行っており、あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った特定一般用医薬品等購入費が12,000円を超えるときは、合計額を記入してください。医薬品購入費の明細書、もしくは領収書の原本と一定の取組を行ったことを明らかにする書類を添付してください。医療費控除とセルフメディケーション税制の重複はできません。どちらか選択になります。

医薬品購入額	－	保険金などで補てんされる金額	－	12,000円	=	控除額(限度額88,000円)
--------	---	----------------	---	---------	---	-----------------

(⑭の記載例)	医療費控除	区分	支払った医療費等	保険金などで補てんされる金額
		1		40,000円

給与収入金額[A]	所得金額
1,628,000円～1,799,999円	[A]÷4(千円未満切捨)×2.4+100,000円
1,800,000円～3,599,999円	[A]÷4(千円未満切捨)×2.8-80,000円
3,600,000円～6,599,999円	[A]÷4(千円未満切捨)×3.2-440,000円
6,600,000円～8,499,999円	[A]×0.9-1,100,000円
8,500,000円～	[A]-1,950,000円

昭和34年1月1日以前に生まれた方(65歳以上の方)

公的年金等の収入金額 [A]	公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
～3,299,999円	[A]-110万円	[A]-100万円	[A]-90万円
3,300,000円～4,099,999円	[A]×0.75-27万5千円	[A]×0.75-17万5千円	[A]×0.75-7万5千円
4,100,000円～7,699,999円	[A]×0.85-68万5千円	[A]×0.85-58万5千円	[A]×0.85-48万5千円
7,700,000円～9,999,999円	[A]×0.95-145万5千円	[A]×0.95-135万5千円	[A]×0.95-125万5千円
10,000,000円以上	[A]-195万5千円	[A]-185万5千円	[A]-175万5千円

4 所得から差し引かれる金額 (記載例)	雑損控除	⑬	
	医療費控除	区分	⑭ 65,950円
	社会保険料控除	⑮	433,000円
	小規模企業共済等掛金控除	⑯	
	生命保険料控除	⑰	70,000円
	地震保険料控除	⑱	1,230円
	寡婦、ひとり親控除	㉑～㉒	
	勤労学生・障害者控除	㉓～㉔	300,000円
	配偶者(特別)控除	㉕	330,000円
	扶養控除	㉖	330,000円
基礎控除	㉗	430,000円	
合計	㉘	1,960,180円	

⑮⑯社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている保険料で、あなたが支払った保険料がある場合、記入してください。

該当は国民健康保険税、国民年金、介護保険料、厚生年金、雇用保険、後期高齢者医療保険料などです。小規模企業共済等掛金がある場合は、掛金を記入してください。確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金がある方はこちらに記入してください。(支払金額が控除額となります)

(⑮⑯の記載例)

⑮ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払保険料	社会保険の種類	支払保険料
	国民健康保険税	250,000円		
	国民年金保険料	183,000円		
合計				433,000円

⑰生命保険料控除

あなたやあなたの配偶者その他の親族を受取人とする生命保険料、個人年金保険料や介護医療保険料を支払った場合、記入してください。

<住民税の生命保険料控除額の計算方法>

新契約(平成24年1月1日以降に締結した保険契約等)		
年間の支払保険料等[A]	控除額	
～12,000円	支払保険料等の全額	
12,001円～32,000円	[A]×1/2+6,000円	
32,001円～56,000円	[A]×1/4+14,000円	
56,001円～	限度額 28,000円	

旧契約(平成23年12月31日以前に締結した保険契約等)		
年間の支払保険料等[A]	控除額	
～15,000円	支払保険料等の全額	
15,001円～40,000円	[A]×1/2+7,500円	
40,001円～70,000円	[A]×1/4+17,500円	
70,001円～	限度額 35,000円	

すべての生命保険料控除を合算して70,000円が限度額です。

